

平成26年6月5日

顧問弁護士制度の導入について

一般社団法人
北海道安全運転管理者協会

初夏の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、当協会では、会員事業所における業務上あるいは従業員の私生活上の交通事故、金銭、不動産、家族関係や相続等のトラブルを解決する法律相談の窓口として、顧問弁護士を委嘱し、活用していただくための制度を導入しました。

なお、本制度の詳細につきましては、本ホームページの「会員専用ページ」をご覧ください。